

地方分権改革の今後の方向性について

(2) 今後重要な観点となり得るもの(3/5)

③標準化

これまで個々の地方公共団体がそれぞれサービス提供をしてきたが、そのプロセスではICTが多く活用されるようになってきているとともに、クラウド化などの技術の進捗も見られるところである。

これまでは、情報システム構築等も含め、個々の団体がサービス提供同様それぞれ行ってきたが、今後は、情報システムや業務プロセスなどを標準化して、効率化を図る必要がある。これにより、限られた資源（人材、財源等）を真に必要な分野に投入することができるようになるほか、他の地方公共団体との連携も図りやすくなり、住民や民間事業者等の利便性の向上も期待される。

なお、「標準化」は、情報システムや情報システムを設定する前提となる業務プロセスの合理化・効率化を図るものであり、行政サービスの水準等のサービス内容や民間を規制する際の基準の内容は、地方公共団体の独自性が発揮できるよう、留意すべきである。

また、標準化に当たっては、地方公共団体全体に関わるものであり、国が進めるデジタル・ガバメントの一環であることから、地方公共団体と連携しながら、国も一定の役割を果たすべきである。

地方分権改革の今後の方向性について

(2) 今後重要な観点となり得るもの(4/5)

④ストック等の適正化等

人口減少社会において、財政的な制約もある中、インフラの老朽化に対応した更新等に当たっては、地域の実情に応じて、長寿命化や集約化・複合化、広域化等の連携・相互補完を図りながら、効率的・効果的に行う必要がある。また、地域の実情に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組などを、地域が主体的に検討していくことが必要である。

人口減少により、空地・空家が増加してきており、それらへの対応も必要となってきた。

既存のストック等は、人口増加を背景とした制度の下で作られたものが含まれており、現在の人口減少局面において対応する際に制約となる制度がある可能性がある。

地方公共団体が地域の実情に応じてストック等の適正化や有効活用等を行う際の支障とならないよう、また、より効果的にこうした対応ができるよう、地方公共団体の創意工夫が発揮できるような形で必要な制度的見直しを行うべきである。

地方分権改革の今後の方向性について

(2) 今後重要な観点となり得るもの(5/5)

⑤ 住民参加

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により問題解決を図るための基盤となるものであり、地方公共団体の自由度を高める「団体自治」の拡充のみならず、「住民自治」の機運を高め、「住民自治」の拡充を図ることが重要である。

今後、行政サービスの提供を持続可能とするには、各地域の置かれた状況に応じて、柔軟に対応する必要があり、住民と情報共有しながら、地域の現状を認識し、将来のあり方を考え、どのようにサービス提供を維持していくのかを住民とともに考えていくことが必要である。そのため、住民の代表機関である地方議会の役割がますます重要となるとともに、住民の政策形成過程への参画を一層推進する必要がある。

行政サービスの提供も、行政だけではなく、地域の実情に応じ、公共私の一連のセクターの多様な主体が連携・協働して役割分担をしながら、行っていく必要があり、住民は単なる行政サービスの受益者にとどまることなく、地方公共団体の政策形成に参画し、協働する主体であることが引き続き期待される。そのためには、地域運営組織等のコミュニティ活動の活性化も重要である。

今後の改革の推進に当たっても、住民自らが主体的に要望や意見を示す姿勢が望まれており、そのことが地方公共団体の提案の基礎となり、その提案が制度改革等に結びつくことにより、さらに豊かな住民生活につながっていくという好循環が生まれ出されることが期待される。

地方分権改革の今後の方向性について

4 今後の進め方

- 検討した「視点」を今後の地方分権改革に反映する。
- 提案募集については、従前どおりの提案募集は引き続き行いながら、類似する制度改正等を一括して検討するため、重点的に募集するテーマを設定する。
- 引き続き、地方分権改革有識者会議において、地方分権改革の推進方策について議論・検討を行っていく。

Ⅲ 令和3年の提案募集の実施について

- 資料Ⅲ「第44回地方分権改革有識者 会議・第119回提案募集検討専門部会
合同会議より

資料5『令和3年の提案募集における対応について』

資料6『令和3年の提案募集の実施について』」

令和3年の提案募集における対応について

1. 重点募集テーマについて

- 例年どおり、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を受け付ける。
- その上で、昨年度に引き続き「重点募集テーマ」を設け、以下のテーマに係る提案を重点的に募集することとする。
※必要に応じて分野ごとや支障事例ごとに提案をまとめて検討。

◆計画策定等

地方公共団体に対し計画等の策定やその手続を義務付ける規定等の見直し

- 計画等の策定に係る規定の見直し(廃止、「できる」規定化等)
- 計画等の内容に係る規定(盛り込むべき事項の記載等)の見直し
- 計画等の策定に係る手続の見直し(簡素化等) 等

<提案の視点の例>

- ✓ 既に役割を終えた計画や施策を推進する上で必要性の乏しい計画はないか。
- ✓ 得られる財政支援等に比して過大な内容の計画の策定が求められているケースはないか。
- ✓ 内容が類似しており複数の計画をまとめて策定することが可能であるにもかかわらず、計画期間の齟齬などによりまとめて策定できないケースはないか。
- ✓ 手続を簡素化できる計画はないか。

令和3年の提案募集における対応について

2. 提案の提出等を円滑に行っていただくための取組について

- 複数の団体による共同提案は、制度改正等が幅広い地方公共団体にとって役立つことを示す上で効果的であるため、昨年行った、早期(4月中旬までに提出された事前相談を他団体に情報提供し、共同提案の意向等を募る取組を、本年も継続する。

- 新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえ、以下の工夫を行う。
 - 提案の提出を呼びかける「全国ブロック説明会」の対面での開催に代えて、全地方公共団体等への動画配信を行う。
 - 地方公共団体向けの研修は、引き続き、WEB会議システムを用いたオンライン研修により実施(座学及びグループワークなどの演習)。
 - 重点事項に係るヒアリング等については、昨年に引き続きWEB会議システムの活用を図る。

◎ 令和3年の提案募集については、提案募集の実施方針（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき、以下のスケジュールにより実施する。

- 2月24日（水） ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓
○事前相談・提案受付開始
- 5月10日（月） ○事前相談受付終了
- 6月1日（火） ○提案受付終了
↓
○追加共同提案の意向・支障事例等の補強照会（2週間程度）
- 6月下旬～7月上旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（重点事項の決定）
○関係府省への検討要請
- 7月～10月 ○提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング
- 10月～ ○関係府省との調整
- 11月中下旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
（対応方針案の了承）
- 12月中下旬 ○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）